

新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルスワクチン3回目接種のお知らせ

問 健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種準備班 ☎(内線)3346

65歳以上の方へ3回目ワクチン接種は、「2回目接種完了から原則8カ月以上経過後」としていた接種間隔を前倒し、集団接種を2月5日(土)から、個別接種を2月7日(月)から開始します。また、64歳以下の方への接種も同様に前倒し、3月3日(木)から開始します。

コロナ対策を強化！ 補正予算が可決

総額 約 **5億円**

町では、新型コロナウイルス感染症対策を強化するために、新たな施策を盛り込んだ補正予算を編成し、町議会1月臨時会において可決されました。事業の実施にあたっては、国からの補助金を活用します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

事業費 4億7,226万9千円

問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3353、2月9日(水)以降は専用ダイヤル ☎046(281)8115へ

● 給付額 1世帯あたり10万円

● 対象 令和3年12月10日を基準日として、次の①または②のいずれかの要件に該当する世帯

① 令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

基準日において愛川町に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

② 令和3年1月以降の家計急変世帯

申請日において愛川町に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

● 申請方法

① の世帯 町から世帯主に送付される確認書に必要事項を記入し、必要書類を添えて町に提出してください。

② の世帯 町が用意する家計急変分申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて町に申請してください。

● 申請期限

① の世帯 確認書 5月9日(月)まで

② の世帯 家計急変分申請書 9月30日(金)まで
家計急変分の申請用紙は、2月9日(水)から福祉支援課で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

小・中学校などの感染予防対策の強化

事業費 2,481万8千円

児童・生徒や、町施設などをご利用の皆さんに安心して過ごしていただけるよう、町立小・中学校や公民館などに設置する空気清浄機(エアドッグ)や、感染症予防のために避難所に備え置く、簡易組み立て式のパーテーションなどを購入します。

中小企業・個人事業者へ 支援金(第2弾)を給付しています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・個人事業者へ、町独自の支援金を給付しています。

詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

● 給付額 中小企業 10万円
個人事業者 5万円

● 申請方法 2月28日(月)までに申請書類を商工観光課へ郵送

問 商工観光課 商工労政班
☎(内線)3524

子育て世帯への臨時特別給付金については、児童手当(本則給付)支給対象となる児童の保護者へ、昨年12月28日に指定口座へ10万円を一括で振り込みました。

下記の申請が必要になる方は現在、受け付けています。

● 平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた児童の保護者と、所属庁から児童手当を受給している公務員は2月28日(月)までに申請が必要です。

● 令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童の保護者は4月15日(金)までに申請が必要です。

該当の方は、申請書類を子育て支援課へ提出してください。

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3364

感染予防のための対策 引き続き、基本的な感染予防や健康管理を心掛けてください



適切な距離

予防効果を高めるポイント 手洗いの、5つのタイミング

- 1 公共の場所から帰ったとき
- 2 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- 3 ごはんを食べるとき(前と後)
- 4 病気の人へのケアをしたとき
- 5 外にあるものに触ったとき



手指の消毒 マスクの着用

